

瑞江第三中学校部活動規約

1 目的

- ① 生徒の自主的・自発的な参加により、スポーツや文化、科学等に親しませることで多様な学びや経験の場、自らの興味・関心を深く追求する機会の充実につなげる。
- ② 学習意欲の向上、責任感・連帯感の涵養、異年齢との好ましい人間関係の構築、自己肯定感の向上等、教育的意義を高める活動を目指す。

2 活動規則

(1)活動時間

- ・ 通年 午後6:00まで
※生徒が下校するところまでを活動とする。
- ・ 再登校時間の 10 分前より早く来ない。
※家が遠方という理由等、再登校が困難な生徒は、顧問が認める場合のみ、再登校せず学校内の決められた場所で待機することができる。
- ・ 朝練習 7:00～8:00まで
- ・ 定期考査 1 週間前から定期考査期間中は原則活動禁止。
※直近に大会などある場合は、特別に活動を認める。
- ・ いずれの場合も顧問不在での活動は認めない。
※顧問に代わる教員又は部活動指導員がいる場合は活動を認める。

(2)入部・転部・体験入部

- ・ 4 月当初に、入部願い又は部活動継続願いを顧問に提出。顧問は担任に提出する。
- ・ 3 年間活動することが望ましい。年度内の転部については、保護者・担任・関係顧問の許可を得て転部願いを提出し転部を認める。
- ・ 兼部については、各部活顧問の裁量で認めることができる。
- ・ 仮入部期間中に入部届を提出した場合も、活動時間は期間中の時間と同じである。
- ・ 体験入部を希望する場合は、体験入部願いを顧問に提出した上で行う。

(3)服装・更衣・用具

- ・ 顧問の許可した服装・用具を使用して活動をする(部活動時以外に使用しない)。
- ・ 各学年フロアの指定教室又は、各部活で指定された場所で更衣をする。

(4)顧問会・部長会

- ・ 部活動における共通の問題が発生した場合など必要に応じて、顧問会を開く場合がある。
- ・ 校庭・体育館の使用については各月、長期休業前に顧問間で調整する。
- ・ 定期的に部長会を開催し、生徒が自主性を発揮して部活動を運営できるようにする。

(5)活動停止・廃部

- ・ 校則・部活動規約に違反した場合、原則、顧問の判断で活動停止・廃部の処置をとる場合がある。状況に応じて顧問会を開き、処置の決定をする場合もある。

(6)その他

- ・ 授業・生徒会活動・学級活動・学校行事が部活動より優先である。
- ・ 休日時の活動など昼食を要する場合は、必ず登校時に持参をする。登校途中・登校後の買い出しは禁止。また、飲料については水筒(お茶・水・スポーツドリンク)で持参する。ビン・缶・ペットボトルは禁止。
- ・ その他、学校生活のルールに基づいて活動をする。(不要物の禁止など)

3 予算について

(1)私費

- ・ 部費として年度初め又は月ごと等に徴収するもの(救急用薬品など)。
- ・ 臨時に徴収するもの(ユニフォームなど)
- ・ 部費の管理責任者を明確にする(顧問又は保護者)。
- ・ 決算報告を作成する(顧問又は保護者)。

(2)公費

- ・ 年度当初に事務に、必要物品・予算を各部で決定し、希望を出す。